

漁業法第31条の規定に基づく漁獲量等の公表について 「するめいか沖合底びき網漁業」

漁業法第31条の規定に基づき、大臣管理区分「するめいか沖合底びき網漁業」の漁獲量等を公表します。

令和7年12月22日
農林水産大臣

1. 漁獲量等の公表を行う管理区分

大臣管理区分
「するめいか沖合底びき網漁業」

2. 当該大臣管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量

7,202.01トン（12月22日現在）

3. 当該大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能量に対する漁獲量の割合

92.39パーセント（A／B）

〔
※漁獲量：7,202.01トン（A）
漁獲可能量：7,795トン（B）
(令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間)
〕